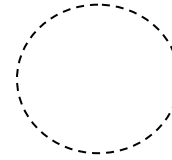


児童扶養手当  資格喪失届  額改定（減額）届  
 受給資格者死亡届



令和 年 月 日

横浜市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり届出ます。

証書番号

■ 資格喪失 ■ 受給資格者死亡

|       |          |          |  |
|-------|----------|----------|--|
| 氏名    |          |          |  |
| 住所    |          |          |  |
| 発生年月日 | 令和 年 月 日 | 理由（裏面参照） |  |

※受給資格者が死亡した場合は、戸籍の届出をしなければならない人が届出をしてください。  
※未支払いの手当がある場合は、併せて「未支払手当請求書」も提出してください。

■ 金融機関変更

- 変更あり ※変更希望の金融機関を下記に記入してください。  
 変更無し

|              |                |            |
|--------------|----------------|------------|
| 振込希望<br>金融機関 | 【支店コード: _____】 | 口座名義(カタカナ) |
|              | 支店             | 口座番号       |

■ 額改定（減額）

|      |          |       |       |
|------|----------|-------|-------|
| 対象児童 | 氏名       |       |       |
|      | 生年月日     | 年 月 日 | 年 月 日 |
|      | 発生年月日    | 年 月 日 | 年 月 日 |
|      | 理由（裏面参照） |       |       |

※区担当者記入欄

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 確認欄 | 戸籍謄本   | 住民票  | その他（ ）   |
|     | 確認： 年 月 日  | 確認： 年 月 日  | 確認： 年 月 日  |
|     | <input type="checkbox"/> 異動なし<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 婚姻<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 異動なし<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 婚姻<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 異動なし<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 婚姻<br><input type="checkbox"/> 年 月 日 |

過払いが発生するため、受給者に返納について説明済

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 備考 |  |  |  |
|----|--|--|--|

※ 記名押印に代えて署名することができます。

|        |      |       |  |
|--------|------|-------|--|
| ひとり親医療 | 児童手当 | 特別乗車券 |  |
|--------|------|-------|--|

担当者  
氏名

\_\_\_\_\_

## 「児童扶養手当受給資格がなくなった理由」

- 1 受給者が日本国内に住所を有しなくなった。
- 2 児童が受給者である母に監護されなくなった。
- 3 児童が受給者である父に監護されない、又は生計を同じくしなくなった。
- 4 児童が受給者である母又は父以外の人に養育されなくなった。
- 5 児童が死亡した。
- 6 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- 7 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- 8 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって、児童扶養手当法施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
- 9 児童が母の監護又は養育者の養育を受けている場合で、父と生計を同じくするようになった。
- 10 児童が父の監護を受け、かつ、生計を同じくしている場合で、母と生計を同じくするようになった。
- 11 児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）に養育されるようになった。
- 12 児童が父の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）に養育されるようになった。
- 13 次の(1)から(8)までのどれにも該当しなくなった。
  - (1) 父母が婚姻を解消した児童
  - (2) 父又は母が死亡した児童
  - (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
  - (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
  - (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
  - (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - (8) 母が婚姻によって懐胎したかどうか明らかでない児童
- 14 その他（）